滝上町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和５年告示第60号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　新婚世帯　令和５年　４月１日から令和６年３月31日までの間（以下「事業期間」という。）に戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻の届出を提出し、受理された夫婦 (2)・(3)　（略）	（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　新婚世帯　当該年度の４月１日から　　３月31日までの間（以下「事業期間」という。）に戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻の届出を提出し、受理された夫婦 (2)・(3)　（略）